

今治市営住宅家賃減免取扱要綱

平成17年1月16日制定

今治市要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、今治市営住宅条例（令和5年今治市条例第18号）に規定する市営住宅の家賃（割増賃料を含む。以下同じ。）の減免の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(減免対象及び基準)

第2条 家賃の減免対象及び減免基準は、次のとおりとする。ただし、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律14号)第21条に規定する者で、当該災害の発生した日から起算して3年を経過していないもののうち、家賃の支払いが困難と認められるもの（以下「被災者」という。）の減免率は、100パーセントとする。

減免対象	減免基準	
	区分	減免率
(1) 生活保護世帯	住宅扶助費を超える額	100%
(2) 市民税非課税世帯で市長が適当と認めるもの	(イ) 家賃のうち 5,000円以下の額	30%
	(ロ) 家賃のうち 5,000円を超え15,000円以下の額	35%
	(ハ) 家賃のうち 15,000円を超え20,000円以下の額	40%
	(ニ) 家賃のうち 20,000円を超える額	45%
(3) 6月以上の疫病患者又は離職者等のいる世帯で市長が適当と認めるもの	(2)と同じ区分	(2)と同率
(4) 被災者のいる世帯で市長が適当と認めるもの	(2)と同じ区分	(2)と同率
(5) 年度途中に収入変動がある世帯で市長が適当と認めるもの	市長が認める額	
(6) その他市長が認めるもの	市長が認める額	

備考 減免後の家賃の額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

(減免期間)

第3条 家賃の減免期間は、家賃の減免の承認をした日の属する月の翌月から当該承認をした日の属する月の翌月の属する年度末までとし、必要に応じて更新するものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときはこの限りでない。

(減免の辞退等)

第4条 家賃の減免を受けている者は、減免対象に該当しなくなったときは、直ちに家賃減免辞退届(別記様式第1号)を提出しなければならない。

2 市長は、前項の家賃減免辞退届の提出があったときは、その提出があった日の属する月の翌月から減免を解除するものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときはこの限りでない。

3 減免対象に該当していないことが判明したとき又はこの要綱に違反したときは、減免を取り消すものとし、家賃減免取消通知書(別記様式第2号)をもって通知する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年1月16日から施行する。

(経過措置)

2 平成16年度及び平成17年度において、合併に伴い既存入居者と新規入居者の間で家賃に不均衡が生じた場合、新規入居者の家賃を既存入居者の家賃まで減免するものとする。その場合、今治市営住宅条例施行規則第18条の規定による減免の申請は必要ないものとする。

附 則(令和3年3月31日今治市要綱)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和5年6月28日今治市営住宅の指定管理者制度導入に係る関係要綱等の整備に関する要綱)

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

別記様式第1号（第4条関係）

家賃減免辞退届

年 月 日

（宛先）今治市長

届出者 団 地 名

入居者氏名

連 絡 先

—

私は、市営住宅家賃の減免を受けていましたが、次の理由により辞退します。

理由	
----	--

別記様式第2号（第4条関係）

家賃減免取消通知書

記号第 号
年 月 日

様

今治市長 印

年 月 日付記号第 号により承認した市営住宅家賃の減免について、次のとおり取り消したので通知します。

取 消 し 理 由	
取 消 し 年 月	年 月分家賃から
減 免 取 消 し 額	
取 消 し 後 の 家 賃	